



人と猫との 調和のとれたまちづくり 地域ねこ

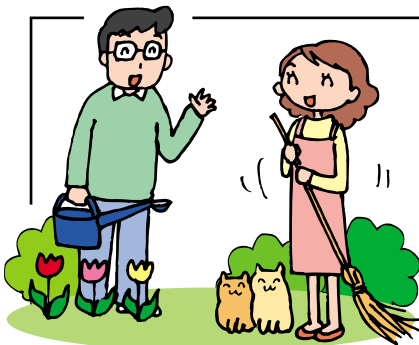


地域ねこプラン タウンミーティング・セミナー資料

人と動物との適切な関係づくり…。 生物多様性と人と環境が、地球規模の大きなテーマになりました。

毎日の暮らしの中で、人たちのそばに生きるねこが、人と生物多様性と環境について、多くのヒントをもたらします。

地域ねこプランは、ねこだけに限らない大きなテーマの、人と動物との適切な関係づくりや、環境の保全を考えることにつながっています。



地域ねこプランは、行政もひとびとも、共に協力しながら地域に働きかける協働プログラムです。



動物愛護管理法より

- 【終生飼養】飼い主はねこを家族同様の愛情をもって人生の伴侶とし一生涯飼い続けること。
- 【適正飼養】飼い主はねこの本能や習性生理・生態を理解し、感染症の知識を持って適正に飼養すること。
- 【繁殖制限】飼い主はねこが生まれても適正に終生飼養することのできないとき、不妊去勢手術などの繁殖コントロールをすること。
- 【譲渡】ペットは単なる愛玩動物ではありません。飼い主は「やむを得ずねこを譲るより他に方法がないとき」に、「適正に終生飼養のできる新しい飼い主」を探せます。
- 【遺棄・衰弱虐待・殺傷】ねこを捨てること、餌や水を与えず弱らせる虐待のほか、傷つけ殺すことは懲役刑もある犯罪です。



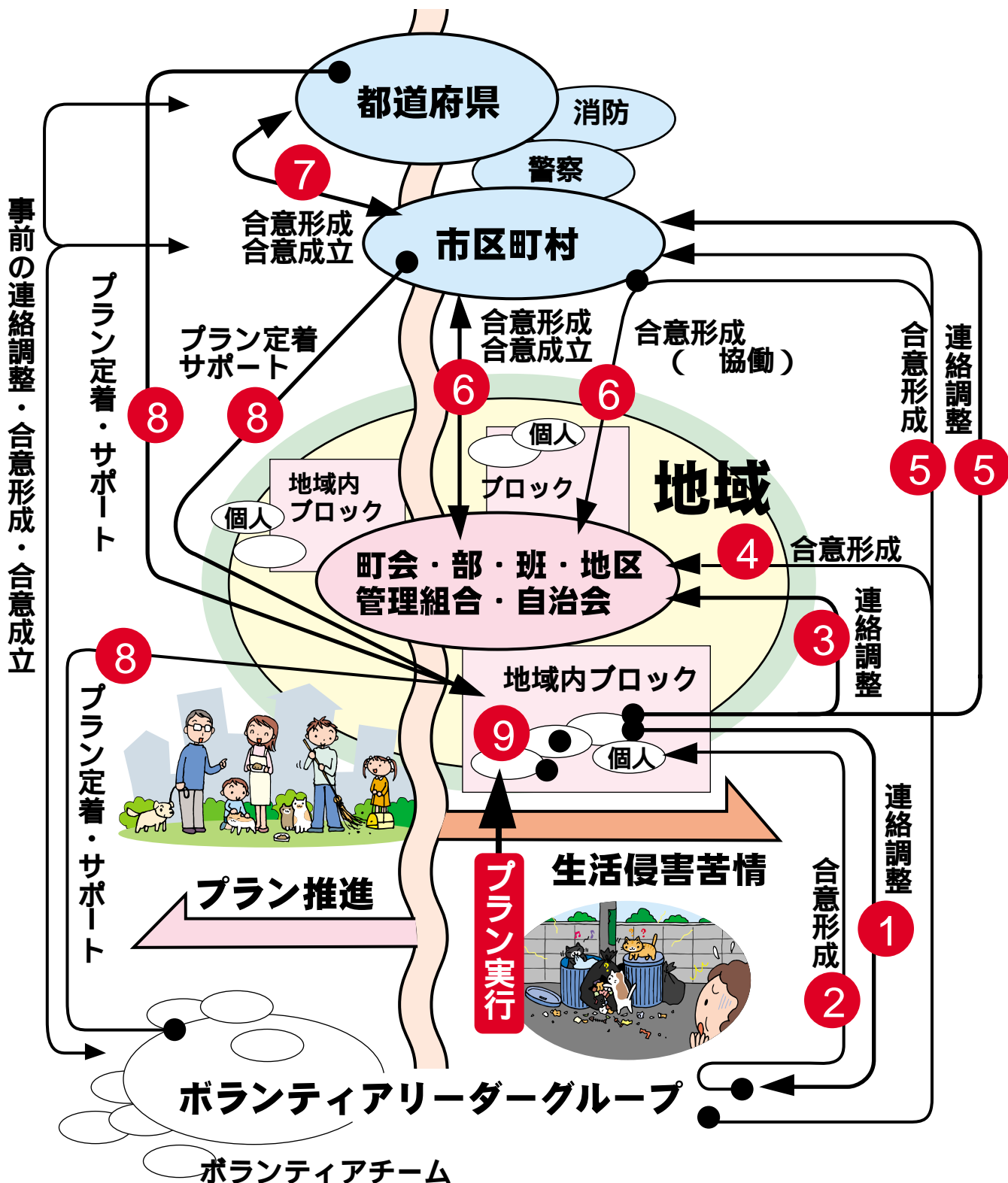


ご近所問題、ご近所で解決!! 地域ねこプラン

東京都動物愛護推進総合基本計画に取り入れられました。

地域ねこプランの役割分担

連絡調整	合意形成	合意成立	プラン実行
プラン定着・サポート	数字1～	(時系列)	



役割分担図について

地域ねこプランのおおむねのプロセス

() 都道府県や市区町村などとは、前もって情報交換や連絡調整をしながら合意形成に努めます。

(1) ねこが原因となっている生活侵害苦情か、あるいは人からねこへ対する侵害防止などのいずれかが住民(個人)より伝えられます。

(2) 「地域ねこプラン」の果たす役割と、すすめ方についての合意を住民(個人)と深めます。(チラシなどの資料)

(3) 住民有志は、地域住民組織との連絡調整(橋渡し)をします。

(4) ボランティア有志が地域住民組織との合意形成(理解を深める)をサポートします。(地域住民が主体となった、相談会・パネル展など)

(5) 住民組織の合意を得る活動を、市区町村の愛護動物所管に報告し、同意と協力を得ます。(事実経過や結果の報告書で、要望・請願・嘆願書などとは異なります。)

住民から提案される「地域環境保全奉仕活動事業計画」の位置付けです。

多くの場合は、この時点で既にTNRのプログラムに着手されています。(T=トラップ/保護、捕獲・N=ニューター/不妊去勢手術・R=リターン/返還)

個人行動のTNRでも、簡単な経過報告書を地域の行政官に提出します。

ペットの飼い主などへの普及啓発や、警察管轄の遺棄、殺傷犯罪などの執行には行政力が不可欠です。消防ともアニマルレスキューなどで関係するため、地域機関相互の情報交換をはかります。

(この段階で、市区町村の行政措置として成立しない場合は、官民協働を目指したTNRプログラムを進めます。)

(6) 事前に市区町村とも合意形成のある場合や、合意形成の成立した際には、住民組織から合意を得る活動を、市区町村とボランティアが協働ですすすめます。

(7) 地域の住民と住民組織と、ボランティア有志との協働プログラムに合意形成した市区町村から、都道府県に対して実行支援の要請を行います。都道府県と市区町村の合意形成が成立します。

一部の愛護動物策定措置の所管が、市区町村に限らず、都道府県に置かれる事もあるため、都道府県と連絡調整をします。

(8) 市区町村や都道府県は、住民や住民組織、ボランティア有志の協働プログラムであることをうけて、プランを根付かせるためのサポートをします。

(9) 市区町村などのサポートをうけた住民と住民組織が、地域ねこプランを適切に実行運営し、根付かせます。ボランティア有志は、随時連絡調整ほかのサポートをします。

地域内の飼い主や、動物を取扱う人への適切な普及啓発と、動物遺棄犯罪の抑止計画は格別に大切です。

人と動物との適切な関係づくり 自然と社会環境の大きなテーマ解決のヒントが、身近な野良ねこにたくさん隠されています。

ねこが原因で、生活侵害苦情を訴える地域があります。ねこが人から侵害されることを防ぎたい地域もあります。

どちらの地域課題の原因も、「人の生活環境を、ねこにテリトリーとして与えた、古くからの人の作為」とする考えがあります。近年は、動物を飼い、または取扱う人に対して、「その責任がきつく果たされなければならない」、という風潮も見られています。

古い過去の「人の作為」はくつがえりません。これからの行いを適切に進めることは可能です。

野良ねこがいて、人間関係の保ちにくい地域に、飼いねこからこれ以上の野良ねこを増やさないと、環境衛生とコミュニティの保全を組み合わせ、地域ねこプランが進められています。

人の役に立ち、人のために働く動物たち などの根深い歴史が、人によって処分される余剰動物を生み出していることに、地域行政も早くから気が付いています。気軽に飼い始めたものの、やがて手放される動物をなくすための啓発を、行政と協働で行います。

既に地域をテリトリーにしている「飼い主のいないねこ」についてのルールをつくるため、住民、ボランティア、行政が一体となって協力し合い、ご近所に働きかけながら、合意形成を目指します。

行政、ボランティアは、ご近所の理解を得るために、具体的な技術や知識を提供し、連絡調整に努めます。

ご近所同士が主体になり、ボランティアの協力を得ながら、地域のねこの対策を根付かせます。

ご近所の皆さまと共に行う、今まで馴染みのなかった主な活動は、不妊去勢手術目的の保護や、環境を保つための、ふん尿やえさやり対策などです。

ご近所の問題を、ご近所で解決するために、行政やボランティアも「協働」という新しい仕組のサポートを考え、行います。

東京都では、飼い主のいない猫との共生（地域ねこ）プランを「1.猫にも命があるという考えに立ち、2.地域にお住まいの皆さんの合意の下に、3.地域で猫を適正に管理しながら共に暮らしていく、ことを基本に、地域住民の方がボランティア等の協力を得ながら活動していくものです。」...として、動物愛護推進総合基本計画（ハルスプラン）に組み入れました。

古くから野良ねこ対策として、TNR（保護「捕獲／T＝トラップ」をして、不妊去勢手術「N＝ニューター」を施し、返還「R＝リターン」する）プログラムが行われ、野良ねこの健康や福祉を維持し、小さな命を守る方法として評価されています。

地域ねこプランは、ねこの健康や福祉の活動にプラスして、人が生活し、ねこも生きている地域の、環境とコミュニティの保全を考え合わせたものです。

